

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

【基本施策】

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化										
(1) 自殺対策に関するネットワークを強化する										
1	松戸市自殺対策推進部会の開催 (R7より松戸市自殺対策推進会議)	市民団体や関係機関の委員により構成される審議会を開催し、自殺の現状や計画の進捗状況を共有し、今後の取り組みについて検討する	P.29	健康推進課		新たに立ち上げた「松戸市自殺対策推進会議」において委員を増員し、現場の声を反映させたより実効性のある取り組みを検討していく。【開催2回】	自殺対策推進会議を令和7年8月、令和8年2月に実施。委員として警察、遺族支援団体、駅関係者を増員した。	委員に加わる関係団体が増えたことで多角的な視点で議論ができた。	◎	年2回開催する自殺対策推進会議において、自殺未遂者支援。自死遺族支援について議論を深める。
2	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	庁内の自殺対策計画構成課が参加し、自殺の現状や計画の進捗状況を庁内で共有する	P.29	健康推進課		昨年度同様、自殺の現状や各課の取り組みを共有し、庁内の連携促進を図る。【開催1回以上】	令和7年7月に開催。庁内17の構成課が参加し、自殺の現状や各課の取り組みを共有した。	関係各課が計画の進捗状況について報告し、現状の共有ができた。	◎	自殺対策庁内連携会議の開催により、自殺の現状や各課の取り組みを共有し、庁内の連携促進を図る。【開催1回以上】
3	「松戸市いのちを支える連携ガイドブック」の作成	自殺対策に関する情報や相談窓口等についての情報をまとめた「松戸市いのちを支える連携ガイドブック」を年1回作成し、関係部署、地域の様々な関係者に配布する	P.29	健康推進課		今年度もガイドブックを作成し、多くの市民や関係機関に配布する。【配布数5,000部】	情報を更新したものを作成し、配布先を拡大して5,469部を配布した。	昨年度よりも多くの関係機関に配布することができた。	◎	新たなガイドブックの作成は終了するが、関係機関や必要な市民には配布を継続していく。
(2) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する										
4	松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	P.29	消費生活課		年1回開催（2月）	東葛地区の各市で合同連絡会を行い情報を共有した。また、千葉県弁護士会に協力してもらい、多重債務に悩んでいる方向けの無料相談会を5月に開催した。	無料相談会には応募が何件もあり、多重債務に悩んでいる方に対して解決の糸口をつかむことのできる良い機会を提供できた。	○	東葛地区の各市で合同連絡会を行い情報を共有した。千葉県弁護士会に協力してもらい、多重債務に悩んでいる方向けの無料相談会を5月に開催する。
5	いじめ防止対策委員会との連携	いじめ防止対策委員会を開催し、小中学校のいじめ問題に関して連携する	P.29	児童生徒課		必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催	いじめ防止対策委員会の開催（14回）	いじめの重大事態の調査を行い、原因究明と再発防止策を踏まえた答申を作成した。	○	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催
6	高齢者虐待防止ネットワークとの連携	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	P.29	地域包括ケア推進課		2025年問題に入り、今後ますます高齢化が進む中で、8050問題等、対応事例も複雑化してきている。高齢分野以外の専門機関との連携を充実させ、包括的な支援に努める。	ケース対応の中で、弁護士や医師、警察等高齢分野以外の専門機関とも連携を図り、問題解決に向けて包括的な支援を実施した。	高齢化の進行に伴い8050問題等複合化な問題に対し、高齢分野に限らず関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を実施することができた。	◎	高齢化に加え、8050問題等対応事例も複雑化しており、高齢分野以外の専門機関との連携をは必要不可欠であるため、引き続き連携を強化し包括的な支援に努める。
7	児童虐待防止ネットワーク関連機関での連携	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する	P.29	こども家庭センター		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （松戸まつり、市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催） 【ヤングケアラー支援】 ①ヤングケアラー相談レターの配布 ②ヤングケアラーアンケートの実施 ③ヤングケアラーリーフレットの作成、配布 ④関係機関等向けの研修会の実施	【会議等】 ①代表者会議：2回開催（6/4、2/5） ②実務者（運営）会議：2回開催（5/30、1/23） ③実務者（ケース進行管理）会議：12回開催（7/11、7/18、7/25、10/6、10/20、10/27、12/5、12/12、12/19、2/27、3/6、3/13） 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布を実施 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 ・市役所連絡通路でのポスター展示、啓発グッズの配布を実施（11/17～11/21） ・松戸市公式YouTubeチャンネルにて子育て講演会の配信を実施（R7.11/12～R8.10/30配信） 【ヤングケアラー支援】 ①ヤングケアラー相談レターを市内の小中高校78校へ配布。 ②市内高等学校10校の高校2年生に対し、「高校生の生活状況アンケート（ヤングケアラー実態調査）」を実施。 ③ヤングケアラーリーフレットを作成し、市民および関係機関等へ配布。 ④ヤングケアラーアドバイザー派遣事業にて関係機関向けに研修を実施。（現地開催（R7.2.16）およびYouTube配信）	会議の中で関係機関・団体等の業務や新たな取組等を共有し、円滑な連携体制の強化を図った。また、継続した取り組みだけでなく、ヤングケアラー支援についても、普及啓発や関係機関等との支援体制の構築を目指し、取り組むことができた。	◎	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （松戸まつり、市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催） 【ヤングケアラー支援】 ①ヤングケアラー相談レターの配布 ②ヤングケアラーアンケートの実施 ③ヤングケアラーリーフレットの作成、配布 ④関係機関等向けの研修会の実施
8	松戸市障害者虐待防止ネットワーク、松戸市地域自立支援協議会との連携	障害者の権利擁護の普及啓発に取り組み、障害分野の機関との連携を図る	P.30	障害福祉課		実施を継続	・松戸市障害者虐待防止ネットワーク 1回開催 ・松戸市地域自立支援協議会 2回開催	定期的にネットワークを開催することで、取り組みの共有、進捗管理について見直しも含めながら、話し合えている。	◎	継続実施
9	福祉相談機関連絡会の開催	地域共生社会の実現に向けた取り組みの一環として、各分野の相談支援を担う機関の連携を図る	P.30	地域包括ケア推進課		複雑化する問題について、地域個別ケア会議等で各専門機関、専門職との連携強化に努める。	市内15か所ある地域包括支援センターと、地域個別ケア会議や個別事例検討会等で、高齢者虐待や困難ケースに関し連携を図り、問題解決に努めた。	各地域包括支援センターと顔の見える関係性づくりができしており、都度情報共有を行い連携を図ることができた。	◎	引き続き複雑化する問題について、地域個別ケア会議等で各専門機関、専門職との連携強化に努める。
(3) 関係機関との連携を強化する										
10	千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸保健所との連携	個別の事例対応や、事業の推進について助言や協力を得る	P.30	健康推進課		引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。	自殺対策推進会議や相談ガイドブックの作成・配布により、情報共有や意見交換を行った。	会議や相談ガイドブックの作成等を通して、必要時に連携をとることができた。	◎	会議等を通して連携を図り、必要時ケース支援について助言を得る。
11	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化	会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る	P.30	健康推進課		引き続き、会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る。	自殺対策推進部会等の会議において、情報共有や意見交換を行った。また、連携ガイドブックの配布を通して事業や相談窓口の周知を行った。	会議、事業の周知、連携ガイドブックの配布等を通して連携をとることができた。	◎	引き続き、会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
12	市内医療機関との連携	個別ケース支援や、連携ガイドブックへの掲載、配布を通じて、情報を共有し連携を図る	P.30	健康推進課		引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。	連携ガイドブックの配布等により、事業や相談窓口の周知を行った。	事業の周知や連携ガイドブックの配布等が連携に役立った。	◎	引き続き、事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。
13		会議やカンファレンスを通じて医療機関との連携を深める	P.30	こども家庭センター 母子保健担当室		産科医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1～2回実施	産科医療機関との懇談会については、5医療機関（市内3、市外2）、千葉県助産師会より、13名が参加した。	産科医療機関との懇談会を通して、精神疾患を抱える妊産婦や外国人妊婦の支援等について情報共有を行うことができた。	◎	産科医療機関との懇談会を年1回
14		地域ケア会議や研修会を実施するほか、地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し支援を行う	P.30	地域包括ケア推進課		令和6年度の活動を継続する。各種会議や研修等を通じ、地域サポート医をはじめとする市内医療機関との連携を深め、支援体制を強化していく。	市内医療機関と連携を図りながら実施した。医療が必要と考えられるが、病識のない方、医療中断した方に対し、地域ごとに配置された地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し課題解決に向けて支援を行った。	地域サポート医、訪問診療所、訪問看護や在宅医療・介護連携支援センターやかかりつけ医と連携しながら実施している。	◎	令和7年度の活動を継続する。各種会議や研修等を通じ、地域サポート医をはじめとする市内医療機関との連携を深め、支援体制を強化していく。
15		相談を受け、各医療機関への受診や入院へと繋ぐ対応・支援を実施する	P.30	障害福祉課		実施を継続	ケースワークにおける相談、会議の出席等の個々の連携及びその他医療費の助成、申請等の医療機関による問い合わせ等対応を実施。	日々の業務において実施	○	実施を継続
16		必要に応じて嘱託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行う	P.30	生活支援課		実施を継続	各ケースワーカーが必要に応じて嘱託医との相談や医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行っている。	各ケースワーカーが必要に応じ、嘱託医への相談や外部機関と連携し、被保護者世帯を医療機関へ受信させた。	◎	実施を継続
基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成										
(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する										
17	松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	市職員を対象にゲートキーパー養成研修を開催する	P.31	健康推進課		引き続き、市職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】	外部講師を招き、市職員を対象としたロールプレイを取り入れたゲートキーパー養成研修を2回実施し、105人が受講した。	ロールプレイを取り入れたことで参加者の学びが深まったと感じた。	◎	引き続き、市職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】
18	松戸市の事業に係る関係者等を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	松戸市の事業に係る関係者および市民と接する機会の多い職種、関係者を対象とするゲートキーパー養成研修を実施する	P.31	健康推進課		引き続き、民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】	外部講師を招き、民生委員児童委員を対象とした演習を取り入れたゲートキーパー養成研修を2回実施し、89人が受講した。	演習を取り入れたことで参加者の理解が深まったと感じた。	◎	引き続き、民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】
19	自殺未遂者等対応研修の実施	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応についての研修を実施する	P.31	健康推進課		自殺未遂者等への対応について支援者が学ぶ機会を提供する。	実施せず。	救急課を除き、庁内関係課では自殺未遂者と関わるものがほとんどない状況であり、研修対象者の再検討が必要である。	×	自殺未遂者等への対応について支援者が学ぶ機会を提供する。
(2) 市民を対象とする研修を実施する										
20	市民がゲートキーパー等について学ぶ機会の提供	市民に対し、ゲートキーパー等について学ぶ機会を提供する	P.31	健康推進課		市民がゲートキーパーについて学ぶ機会の提供方法について検討する。	パートナー講座を開催し、119名の市民が参加した。	パートナー講座だけでなく、ホームページ内の動画もより活用できるとよい。	◎	市民がゲートキーパーについて学ぶ機会の提供方法について検討する。
(3) 学校教育に関わる人を対象とする研修を実施する										
21	学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	P.31	健康推進課		学校関係者に対して継続してゲートキーパー養成研修を実施できる方法について検討する。	松戸市学校警察連絡協議会で59名に研修を実施した。	研修に参加する学校関係者に偏りが出てきているため、重複しないよう工夫が必要。	◎	定期的に学校関係者に対してゲートキーパー養成研修を実施する。
基本施策 3 市民への啓発と周知										
(1) こころの健康等に関する周知啓発を実施する										
22	メンタルチェックシステムやこころの健康等に関する周知	様々な媒体を用いて、メンタルチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を行う	P.32	健康推進課		こころの体温計（啓発チラシ）等の配布、健康教育等対面での機会においてメンタルヘルスチェックシステム周知する。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を実施。 こころの体温計年間アクセス数：52,042件	目標としていたアクセス数には及ばなかったが、チラシ等の啓発媒体を用いて継続した周知を行うことができた。	○	こころの体温計（啓発チラシ）等の配布、健康教育等対面での機会においてメンタルヘルスチェックシステムを周知する。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】
23	自殺予防週間、自殺対策強化月間等の啓発活動を実施	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に広報誌やホームページ、SNS等を通じて啓発を行う	P.32	健康推進課		自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、広報誌やSNS等を通じた啓発を行う。 【広報誌、SNS等における啓発：8回以上】	自殺予防週間や自殺対策強化月間等の啓発を実施。 市役所本庁舎連絡通路スペースにてパネルやパンフレット・ポスターの掲示：2回 SNS、広報誌等での周知：13回	自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、広報誌やSNSを用いた啓発を行い、継続的な周知を行うことができた。	◎	自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、広報誌やSNS等を通じた啓発を行う。 【広報誌、SNS等における啓発：8回以上】
24	市民向け講演会の開催	外部講師を招き、年1回こころの健康づくり講演会を実施する	P.32	健康推進課		市民向け講演会を実施する。 【1回開催、アンケートより講演会内容を理解できた/まあ理解できたと回答した割合80%以上】	こころの健康づくり講演会を実施。 テーマ「『つらい』を手放す技術～科学的アプローチでこころを軽く～」 アンケートより「講演会内容を理解できた/まあ理解できた」と回答した割合：94.7%	市民のニーズに合わせた講演会を実施し、多くの方に内容を理解していただくことが出来た。	◎	市民向け講演会を実施する。 【1回開催、アンケートより講演会内容を理解できた/まあ理解できたと回答した割合80%以上】
(2) 市民が様々な相談を受けられるようにする										
25	様々な相談に対応した「生きる支援相談窓口」による相談支援	専門職による生きづらさや悩みについての相談窓口を設置し、相談支援を実施する	P.32	健康推進課		引き続き、スーパーバイズを実施し、相談員の精神的負担の軽減を図り、相談支援を充実させる。	「わかちあいの会」（自死遺族支援）のスタッフ、千葉県精神保健福祉センターの相談員を招き、スーパーバイズを2回実施した。	相談対応のノウハウについて学び、電話相談の在り方を見直す機会になった。	◎	相談員のスキルアップのための研修を充実させる。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
26	ゆうまつどころの相談における相談支援	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する	P.32	男女共同参画課		事業を継続	事業を継続 女性の相談：延べ420件 男性の相談：延べ74件	相談事業を継続して実施できたことで、生きづらさや悩みを抱えた方の支援をすることができた	◎	事業を継続
27	民間団体と連携した相談体制の充実	国の補助を受けSNS相談等を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	P.32	健康推進課		「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と定期的に情報共有、意見交換を行う。また、ライフリンクの相談を利用した市民で、継続的な支援が必要な場合は、同意を得てつなぎ支援を実施する。【意見交換の実施年1回以上】	NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが主催する研修会に参加した。つなぎ支援は3件実施した。	相談対応を充実させるために、定期的な意見交換・情報共有の機会が必要である。	◎	「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と定期的に情報共有、意見交換を行う。また、ライフリンクの相談を利用した市民で、継続的な支援が必要な場合は、同意を得てつなぎ支援を実施する。
28	相談窓口情報等のわかりやすい発信	様々な媒体を用いて、市や関係機関の相談窓口を市民、関係者に周知する	P.32	健康推進課		連携ガイドブックの配布を継続し、市民や関係機関に相談窓口の周知を行う。	「松戸市のちを支える相談ガイドブック」を作成し、民生委員児童委員や町会・自治会長、小中学校・市立高等学校等に5,469部配布した。	計画配布数を上回る実績となり、より多くの市民や関係機関に相談窓口の情報提供ができた。	◎	必要な市民や関係機関に相談ガイドブックの配布を行う。
(3) 生きる支援に関する情報を発信する										
29	既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信するほか、動画等をホームページで提供する	P.32	広報広聴課		・継続して各課の依頼に応じて情報の発信を行う。 ・各課がより動画を制作しやすい環境を整える。	・各課の依頼に応じて情報の発信。 ・各課がより動画を製作しやすいよう、細かい質問なども真摯に回答することで担当者が困ることなく製作できる環境を整えた。	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。また、各課の動画製作時の疑問に迅速に対応することができた。	◎	・継続して各課の依頼に応じて情報の発信を行う。 ・各課がより動画を制作しやすい環境を整える。
基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実										
(1) 自殺未遂者等を適切な支援につなげる										
30	相談窓口における自殺未遂者等の支援	相談者で自殺未遂や自傷行為があるケースについて、必要時医療機関、関係機関等と連携し対応する	P.33	健康推進課		引き続き「生きる支援相談窓口」において、自傷行為・自殺未遂歴がある相談者に対応する。	「生きる支援相談窓口」において、自傷行為や自殺未遂歴がある相談者に対応した件数：7件	自傷行為・自殺未遂歴がある相談者の話を聞き、関係機関と連携し対応することができた。	◎	引き続き「生きる支援相談窓口」において、自傷行為・自殺未遂歴がある相談者に対応する。
31	「連携自治体アカウントカード」の配付	「ライフリンク」のSNS相談につながるカードを、自殺未遂者など、自殺リスクが高いと考えられる市民に、関係機関等を通じて配付する	P.33	健康推進課		より自殺のリスクが高い対象にターゲットを絞って、連携自治体アカウントカードを配布する。	連携自治体アカウントカードが作成されなかったため、配布せず。	自殺リスクの高い対象を把握することが困難である。	△	連携自治体アカウントカードの作成があれば、関係機関に依頼し配布する。
32	自殺未遂者等対応研修の実施【再掲】	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応について研修を実施する	P.33	健康推進課	○					
基本施策5 自死遺族等への支援の充実										
(1) 遺された人を適切な支援につなげる										
33	自死遺族支援を行う関係機関との連携	自死遺族を支援する関係機関、民間団体と会議等を通じて連携し、必要な取組について意見を頂く	P.34	健康推進課		自死遺族支援団体との情報共有や意見交換を実施する。	自殺対策推進会議の委員に自死遺族支援を行っている団体を迎え、意見を聞くことができた。 また、「わかちあいの会」について情報共有した。	自死遺族支援の実効性のある取り組みを進めていく必要がある。	◎	自死遺族支援団体との情報共有や意見交換を実施する。
34	遺族等に対する必要な情報の発信	自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、チラシ、連携ガイドブック、ホームページ等で周知を行う	P.34	健康推進課		自死遺族等を対象とした相談事業等について新たにホームページに掲載する。	自死遺族を対象とする相談事業等について、相談ガイドブックや相談窓口チラシ、市民課発行のおくやみハンドブックに情報を掲載した。また、新たにホームページにも情報を掲載した。	自死遺族が必要とする情報を届けることができるよう周知に工夫が必要である。	◎	遺族に情報を届ける効果的な取り組みを検討する。
基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育										
(1) SOSの出し方に関する教育を推進する										
35	小中学生へのSOSの出し方に関する教育	千葉県より配付の関連資料等を各学校に周知する	P.35	児童生徒課		各学校にて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談担当教員の周知	案内チラシの作成配付、HPに掲載するなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談を周知した。	案内チラシやホームページ等を通じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談について、周知することができた。	○	各学校にて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談担当教員の周知
36	児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する	P.35	健康推進課		啓発物や保健室だよりを活用し、市内小中高校生へのこころの健康や相談先に関する周知を行う。	こころの健康と相談先に関するクリアファイルを市内全私立公立高校1年生へ配布した。また、保健だより等で活用できるこころの健康と相談先に関する記事データを市内公立小・中学校および、希望する市内私立小中高校へ提供した。	市内小中高校へ向け、こころの健康と相談先の周知を行うことが出来た。	◎	啓発物や保健室だよりを活用し、市内小中高校生へのこころの健康や相談先に関する周知を行う。
(2) 子どものSOSを受け止められる体制を整備する										
37	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	P.35	児童生徒課		心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点巡回型5か所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。	心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点型5ヶ所）配置し、児童生徒への相談・支援を実施した。	悩みを抱える児童生徒・保護者に対し、継続的な支援をすることができた。SSW事業は、学校からの依頼・相談に幅広く対応することができた	○	心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点巡回型5か所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。
38	学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	P.35	健康推進課	○					

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

【重点施策】

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進										
(1) 生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する										
1	松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	生活困窮者を対象として、支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行う	P.36	福祉政策課 地域福祉担当室		実施を継続	令和7年度の新規相談受付件数831件、月平均69.3件。	広報まつど等を活用して事業の周知活動を継続し、生活困窮者等に対して相談支援を行うことができた。	◎	実施を継続
2	生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う	P.36	生活支援課		実施を継続。	令和7年度相談件数2,860件	相談者に対して適切な対応ができている。 また、面接相談員を適切に配置している。	◎	実施を継続
3	母子・父子自立支援プログラムの策定	自立支援プログラム策定員が自立支援計画書を策定し、自立・就労支援を実施する	P.36	子ども未来応援課		実施を継続	策定者数 30名（R6年度 41名） 就職・転職・増収者 35名（R6年度 36名）	前年度に比べ、策定者数は27%減、就職・転職・増収は、ほぼ横ばいとなった。	○	実施を継続
(2) 生活困窮に陥った人を対象とする居場所づくり・生活支援を実施する										
4	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.36	子ども未来応援課		実施を継続	市内6か所会場開設	前年度に引き続き、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
5	ひとり親家庭等に対する手当の支給	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭を対象に手当を支給する	P.36	子ども未来応援課 児童給付担当室		実施を継続	①父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る。 ②父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する。 ③ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	◎	実施を継続
6	生活保護受給者の健康診査の実施	生活保護受給者を対象とする健康診査を行う	P.36	健康推進課		引き続き、「被保険者健康管理支援事業」を実施している生活支援課との連携により周知を図る。	通年で実施した（受診者数777名）	前年度より微減（前年比6.4%減）となったが、一定数の受診につながられた。	○	引き続き、「被保険者健康管理支援事業」を実施している生活支援課との連携により周知を図る。
(3) 多重債務問題等に関する支援を実施する										
7	松戸市消費生活センターにおける相談支援	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介する	P.37	消費生活課		多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介した。	多重債務に関する相談を受けた際に、適切な対応で専門の機関へと斡旋することができていた。	◎	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。
8	消費者問題無料相談会の実施	東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催する	P.37	消費生活課		年2回実施（5月、11月）	年2回実施（5月、11月）	両月共に多数の参加者があり、多重債務問題の解決に貢献していると思われる。	◎	年2回実施（5月、11月）
9	松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催【再掲】	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	P.37	消費生活課	○					
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進										
(1) 高齢者とその周囲の人の包括的な支援を実施する										
10	地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談支援	市内15か所の日常生活圏域ごとに設置している各地域包括支援センターにて、高齢者や家族、支援者の相談支援を行う	P.38	地域包括ケア推進課		地域住民や関係機関からの相談を継続できるよう引き続き取り組んでいく。	住民に身近な地域である日常生活圏域ごと(市内15か所)に設置している地域包括支援センターにて相談支援を包括的に実施し、必要に応じて関係機関との連携を図った。 高齢者または親族からの相談件数：127,648件 高齢者または親族以外の機関からの相談件数：132,722件	高齢者または親族以外からの相談は横ばい傾向となっており、地域包括支援センターが広く周知されていることがうかがえる。	◎	引き続き地域住民や関係機関からの相談を継続できるよう取り組んでいく。
11	福祉に関する困り事について専門職が行う相談（福祉まるごと相談窓口）の実施	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を受け、的確な支援機関に繋ぐなどの支援を行う	P.38	地域包括ケア推進課		福祉まるごと相談窓口のほか、各地域包括支援センターとも連携し、困ったら住民が相談できる場所として、引き続き周知していく。	分野を問わない福祉まるごと相談窓口を中心に、様々な相談に対応している。令和7年度は、1,706件の新規相談に対応している。	様々な相談機関があり、相談すべき先がわからない相談者に対して、アセスメントを行い、適切な専門機関へつなげることができた。	◎	福祉まるごと相談窓口のほか、各地域包括支援センターとも連携し、困ったら住民が相談できる場所として、引き続き周知していく。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
12	基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	ネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を行う	P.38	地域包括ケア推進課		地域包括支援センターに寄せられる相談が複雑化していることがうかがえることから、各機関とのネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を引き続き行っていく。	高齢者虐待事例、支援困難事例等、地域包括支援センターからの相談を受け助言や同行支援を行うほか、定期的に相談事例を共有し、支援の進捗状況を確認した。重層的支援体制整備事業の開始に伴い、属性を問わない相談窓口としての機能強化も求められる中、他分野の支援機関とも連携を図り効果的な支援が行えるよう、ネットワーク強化に努めた。月1回のセンター長会議や地域包括支援センターの事業評価においては、他センターの好事例等を共有する機会を設け、ノウハウの共有を行った。	困難事例について、当該が中心となり庁内関係機関や専門機関と連携し、情報集約等行い、地域包括支援センターの後方支援を行った。	◎	地域包括支援センターに寄せられる相談が複雑化していることがうかがえることから、各機関とのネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を引き続き行っていく。
13	松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業【再掲】	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	P.38	地域包括ケア推進課	○					
14	認知症の本人・家族の支援	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、普及啓発や、地域の見守りを推進する	P.38	高齢者支援課		・アルツハイマー月間や市内イベントにおいて、認知症の普及啓発活動。また、企業と連携した普及啓発の展開。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用。 ・医療・介護等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し認知症対策を推進する。 ・幅広い世代や小売店等の企業に向けた認知症サポーター養成講座の実施。 ・地域の見守りを推進するためのオレンジ協力員増員に向けた取り組み ・本人ミーティングの実施、結果、ノウハウの共有	・アルツハイマー月間や市内イベントにおいて、認知症の普及啓発活動を実施した。 ・まつど認知症予防プロジェクト 新規66件実施した。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用した。 ・医療・介護・法律等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し、行政と連携して認知症対策を推進した。その中で本人ミーティング実施報告と本人の声を分析結果の共有を行った。 ・認知症サポーター養成講座 79回 2207名実施した。 ・オレンジ協力員新規登録者数102名（全登録者数624名）と増員した。また来年度に向けて認知症サポーター養成講座等に活用する周知HP、動画を作成した。	・各イベントを通して、認知症の正しい理解や相談窓口等の普及啓発ができた。「まつど認知症予防プロジェクト」の実施により、認知症の早期発見・早期対応につながった。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用することにより、相談先を知ることができたり、早い気づきになった。 ・医療・介護・法律等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し、行政と連携して認知症対策を推進することができた。 ・幅広い世代や企業に向けて認知症サポーター養成講座が実施でき、認知症の理解が深まり、地域での見守りがさらに広がっていくと考える ・オレンジ協力員は増加している。周知媒体の活用により新登録者数 ・広く認知症の人の声を集め共有できた。	◎	・アルツハイマー月間や市内イベントにおいて、認知症の普及啓発活動。また、企業と連携した普及啓発の展開。 ・認知機能低下とうつの相関が示唆されており、「脳活チャレンジ&ナビ」の推進を図る。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用。 ・医療・介護等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し認知症対策を推進する。 ・幅広い世代や小売店等の企業に向けた認知症サポーター養成講座の実施。 ・地域の見守りを推進するためのオレンジ協力員増員に向けた取り組み
(2) 高齢者の社会参加を推進し、孤独・孤立を予防する										
15	高齢者の居場所づくり	地域の方々がグループを作り、自主的・主体的に運営して定期的に活動する場の立ち上げ・運営のための支援を行う	P.38	高齢者支援課		引き続き、第1期計画での目標値であった100グループの達成に向け、都市型介護予防モデル「松戸プロジェクト」等による運営支援等を行うほか、事業の周知・普及啓発を行う等、グループがより活動しやすくなるための多様な支援を実施していく。	住民主体の通いの場「元気応援くらぶ」を、令和7年度の公募により21グループを追加した。令和8年3月末日現在で115グループが登録している。	第1期計画の目標値である100グループを達成できた。	◎	第1期計画での目標値は達成したが、引き続き、高齢者の活動する場の立ち上げのため、都市型介護予防モデル「松戸プロジェクト」等による運営支援等を行うほか、事業の周知・普及啓発を行う等、グループがより活動しやすくなるための多様な支援を実施していく。
16	高齢者社会参加促進業務（高齢者・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する	P.38	高齢者支援課		令和7年8月と令和8年2月に雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを開催する。	・第1回（令和7年8月23日開催） 内容：計画的な就職活動、応募書類の作成ポイントと面接対策 参加者：43名 ・第2回（令和8年2月21日開催） 内容：セカンドキャリアの考え方について 参加者：46名	第1回目は43名、2回目は46名の方に参加いただき、両会共に「参考になった」が90%を超えており、評価が高いセミナーと考えている。	◎	令和7年度と同様、セミナーを年2回開催を予定。
17	フレイル予防事業における啓発	フレイル予防の3つのポイントとして、食事・運動・社会参加が重要であることを周知する	P.38	健康推進課		事業の実施を継続	高齢者の通いの場やシニアクラブなどの集まりに出向く講座、がん検診会場でのフレイル簡易チェック、啓発イベント等を実施した。（ポピュレーションアプローチ4,226人）	講座やイベント等を通して、フレイル予防の3つのポイントである食事・運動・社会参加が重要であることを周知できた。	○	事業の実施を継続
18	介護予防把握事業	介護(要支援)認定等を受けていない高齢者にアンケートを実施し、状況や希望に応じて、民生委員等による見守りを実施する	P.38	高齢者支援課		2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、一般高齢者のうち65、75歳到達者にそれぞれアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センターによる見守りを実施していく。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。アンケートの回収率は65歳到達者で71.8%、75歳到達者で95.3%と高い数字を維持することができた。	◎	就労の機会が65歳から70歳に伸びていることや2025年から2035年にかけて介護を必要としうるリスクが高くなる80歳から85歳が増加するため、早期の適切な介入の実施による回復・悪化防止により重度化を遅らせ、ピークを抑制するため、70歳、75歳になった方を対象に基本チェックリストを実施し、効果的に介護予防の早期支援が必要な人等を把握し、要介護状態になる前に直接的な支援及び介護予防になる為のサービスとの連携を図る。
重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進										
(1) 勤務問題に関わる相談支援を実施する										
19	社会保険労務士による労働相談の実施	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を実施する	P.39	商工振興課		社会保険労務士による労働相談の実施	労働相談の相談件数 年間162件	計画通り実施	◎	社会保険労務士による労働相談の実施
20	障害者就労支援事業の実施	障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援を行う	P.39	障害福祉課		継続実施	就労支援に関わる事業所職員を対象に就労定着支援の研修会を開催	定着支援研修会 19事業所 26名参加	◎	継続実施
(2) 勤務・経営者に、こころの健康や相談先に関する周知啓発を実施する										
21	労働者が日常的に利用する場での周知啓発	公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおいて、こころの健康に関する啓発や相談先の周知を行う	P.39	健康推進課		関係機関と連携したこころの健康に関する啓発を継続する。 【こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】	商工会議所やハローワーク、図書館と連携しこころの健康に関する啓発を実施。 こころの健康づくり講演会チラシと合わせた町内掲示板を活用したこころの体温計の周知。 こころの体温計年間アクセス数：52,042件	目標としていたアクセス数には及ばなかったが、関係機関と連携しこころの健康に関する啓発を行うことが出来た。	○	関係機関と連携したこころの健康に関する啓発を継続する。 【こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
22	市内の企業経営者・従業員等に対する周知啓発	市内の企業経営者・従業員等に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発を実施する	P.39	健康推進課		商工会議所と連携し、企業経営者や従業員等へゲートキーパーについて周知する方法を検討する	ゲートキーパー養成研修についてはできなかったが、こころの健康づくりについては連携できた。	ゲートキーパー養成研修の実施については工夫が必要。	○	商工会議所と連携し、企業経営者や従業員等に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発を実施する。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
23	勤務・経営問題の関係機関と連携した周知啓発	勤務・経営問題を支援する関係機関等と連携し、周知啓発を実施する	P.39	健康推進課		商工会議所や企業会等との連携による周知啓発方法を検討する。	商工会議所で発行しているブリッジを活用した啓発はできた。	商工会議所等と連携した啓発は継続する必要がある。	○	商工会議所や企業会等と連携し周知啓発を実施する。
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進										
(1) いじめを苦にした子どもの自殺を予防する										
24	学校におけるいじめ対策の実施	いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムを作成する	P.40	児童生徒課		必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知。松戸市いじめ防止基本方針の松戸市立小中学校への周知・活用促進。	いじめ防止対策委員会の開催（14回）。いじめ重大事態の調査、いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの周知。	いじめ防止対策委員会を14回開催した。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの活用について、松戸市立小中学校へ周知できた。	○	継続しているいじめ重大事態の調査に向けたいじめ防止対策委員会の開催。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知。松戸市いじめ防止基本方針の松戸市立小中学校への周知・活用促進。
25	児童生徒への相談先の周知	市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードを配布する	P.40	児童生徒課		年1回、松戸市立小中学校への配付	年1回、松戸市立小中学校への配付	松戸市立小中学校への配付により、相談電話への入電があり、子どもや保護者の悩みに対応できた。	○	年1回、松戸市立小中学校への配付
26	いじめ相談窓口の設置	これまでの教育委員会での取り組みに加え、市長部局にもいじめ相談窓口を設置し、市全体として相談者に寄り添った解決を目指す	P.40	こども家庭センターいじめ相談担当室		いじめ相談担当室として組織化し、「子どもSOS相談」窓口を開設。窓口の周知を図り、関係部署連携のもと、市全体としていじめ問題に対応していく。こども家庭センター内設置に伴い、児童相談などの支援に円滑につなぐことを目指す。	いじめ相談担当室として組織化し、「子どもSOS相談」窓口を開設。窓口の周知を図り、関係部署連携のもと、市全体としていじめ問題に対応した。	相談者の意向に沿って関係機関などに情報提供を行い、連携して相談対応を行うことができた。	◎	いじめ相談担当室として組織化し、「子どもSOS相談」窓口を開設。窓口の周知を図り、関係部署連携のもと、市全体としていじめ問題に対応していく。こども家庭センター内設置に伴い、児童相談などの支援に円滑につなぐことを目指す。
(2) 学生・生徒への支援を充実する										
27	小中学校への心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	P.40	児童生徒課	○					
28	豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	各学校が学級運営の実態に応じた「豊かな人間関係づくりプログラム」を作成・実施する	P.40	児童生徒課		引き続き松戸市立小中学校へ改訂版を周知し、活用を促進していく。	松戸市立小中学校へ活用の周知	松戸市立小中学校へ活用の周知。これにより、松戸市立小中学校における児童生徒の人間関係づくりの一助となった。	○	引き続き松戸市立小中学校へ改訂版を周知し、活用を促進していく。
29	児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布【再掲】	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する	P.40	健康推進課	○					
(3) 子ども・若者への支援を充実する										
30	子ども・若者の居場所づくり	自主的な活動、体験、悩みの相談（来所・電話・SNS）を提供する居場所づくりを推進する	P.41	子ども居場所課		子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所の検討を行うとともに、既存施設の拡充を図る。	子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所を検討したところ、適切な設置場所が見つからなかったが、既存施設の開設日増やすことで居場所の拡充を図ることができた。	新規設置はできなかったが、開設日の拡充など居場所づくりの推進を図った。	△	子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所の検討を行うとともに、既存施設の拡充を図る。
31	子どもの貧困対策の推進	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する	P.41	子ども未来応援課		「子どもの未来応援ノート」の内容を更新し、効果的に配布し、その活用を促すことで、支援者が要支援者に寄り添い適切な支援につなげていけるよう、引き続き貧困対策の推進を図っていくと共に、子どもの未来応援講演会等を通じての啓発活動も実施していく。	「子どもの未来応援ノート」を支援者に配布。また、子どもの未来応援講演会を2回開催し、第1回（支援者向け）58名、第2回（市民向け）99名（会場参加及び後日配信）の参加があった。	第3期子ども総合計画に基づき、子どもの貧困対策の推進を図ることができた。	◎	「子どもの未来応援ノート」を効果的に配布し、その活用を促すことで、支援者が要支援者に寄り添い適切な支援につなげていけるよう、引き続き、貧困対策の推進を図っていくと共に、子どもの未来応援講演会等を通じて周知啓発に努める。
32	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供【再掲】	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.41	福祉政策課地域福祉担当室 子ども未来応援課	○					
33	児童虐待防止ネットワーク関連機関での連携【再掲】	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する	P.41	こども家庭センター	○					
34	SNS等を活用した相談体制の充実【再掲】	国の委託を受けSNS相談等を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	P.41	健康推進課	○					
重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進										
(1) 妊産婦への支援を充実する										
35	親子すこやかセンターにおける相談支援の実施	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援する	P.42	こども家庭センター母子保健担当室		令和6年度と同様、実施。	・妊娠届出時より、精神疾患既往及び現症のある妊婦を把握次第、親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）が継続的に訪問や面接の機会を設け、相談を行った。 ・産婦健診において、「要支援」と把握した者のうち、エジンバラ産後うつ病質問票の点数が9点以上またはN0.10に加点がついた産婦を把握次第、医療機関と連携し、カンファレンスを実施、早期に訪問し、継続支援を行った。 ・乳児家庭全戸訪問後も、定期的にカンファレンスを実施し、必要に応じ、産後ケアや養育支援の導入、受診勧奨等の継続支援をした。。	◎		令和7年度と同様に実施。
36	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月を迎える前までの乳児のいる全ての家庭訪問を行い、産後うつチェックリストを用いて、産後うつ早期発見・支援を行う	P.42	こども家庭センター母子保健担当室		令和6年度と同様に実施。	3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。訪問実数3,113人（出生数3,009人）他市里帰りを含む訪問率は103.5% EPDS実施数2,993人。	産後うつリスクが高い産婦に対し、助言や必要時受診勧奨をし、継続支援をした。	◎	令和7年度と同様に実施。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
37	子育て世帯訪問支援事業（まっどりbabyヘルパー）	家事育児に不安や負担を抱える妊婦、保育サービスを利用していない2歳未満の子がいる家庭に、ヘルパーを派遣する	P.42	こども家庭センター		ヘルパー派遣を実施し、家事育児支援を行い負担軽減を図るとともに、保護者のニーズを傾聴し、必要な支援へ繋ぐ。	ヘルパー派遣を実施し、家事育児支援を行い負担軽減を図るとともに、保護者のニーズを傾聴し、必要な支援へ繋いだ。	妊産婦や子育て家庭が抱える家事・育児の不安や負担を軽減するとともに、地域社会からの孤立の防止に一定程度寄与できた。	◎	ヘルパー派遣を実施し、家事育児支援を行い負担軽減を図るとともに、保護者のニーズを傾聴し、必要な支援へ繋ぐ。
(2) 困難な問題を抱える女性への支援を実施する										
38	女性のためのつながりサポート業務・女性のための居場所「野の花カフェ」の実施	困難や生きづらさ、孤立感を抱える女性のための居場所を開催し、緩やかなつながりを持つことで、地域の中で安心して過ごせるよう支援する	P.42	男女共同参画課		女性のための居場所「野の花カフェ」を毎月実施し、参加者同士またはファシリテーター等と話すことで孤立感の解消を図り、困難を抱えた方等を支援につながるようにする。	女性のための居場所「野の花カフェ」を毎月実施することができた 参加者数（シングルマザー交流会含む） 大人延べ319人、子ども延べ120人 合計延べ439人	参加者同士またはファシリテーター等と話すことで孤立感の解消を図り、困難を抱えた方等が支援につながるよう情報提供等を行うことができた	◎	女性のための居場所「野の花カフェ」を毎月実施し、参加者同士またはファシリテーター等と話すことで孤立感の解消を図り、困難を抱えた方等を支援につながるようにする。
39	ゆうまつどこころの相談における相談支援【再掲】	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する	P.42	男女共同参画課	○					
40	婦人相談・家庭児童相談における相談支援	家庭相談員、婦人相談員による相談業務を行う	P.42	こども家庭センター		こども家庭センターを設置し、平日9時から午後5時まで相談業務を実施。新たに相談受付班を設置し、スムーズに地区支援につなぐことを目指す。また、要保護児童等への必要な支援を実施。 家庭相談員19名、相談受付員1名、女性相談支援員4名を配置	こども家庭センターを設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。新たに相談受付班を設置し、スムーズに地区支援につないだ。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員19名、相談受付員1名、女性相談支援員4名を配置	滞りなく業務を実施し支援が必要な児童や女性に対して適切な支援を行うことができた。	◎	こども家庭センターを設置し、平日9時から午後5時（R8.7月より午後4時半）まで相談業務を実施。昨年度より相談受付班を設置し、スムーズに地区支援につなぐことを目指す。また、要保護児童等への必要な支援を実施。 家庭相談員19名、相談受付員1名、女性相談支援員4名を配置
(3) マイノリティ等への支援を充実する										
41	人権施策の推進	一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指し、市民向けの啓発、職員向けの研修を行う	P.43	行政経営課		引き続き、市民向けの人権啓発活動及び職員向けの人権啓発研修を行い、人権意識の向上を図る	・令和7年12月7日（日）に人権講演会を開催した。 ・職員向けに庁内において年3回の人権研修を実施した。	計画通り実施できた。	◎	引き続き、市民向けの人権啓発活動及び職員向けの人権啓発研修を行い、人権意識の向上を図る
42	松戸市パートナーシップ宣誓制度	性的少数者や事実婚の方々など、対外的に関係性を証明することが困難な方々を対象に、市が証明書やカードを発行し、その関係性を証明する。宣誓者に未成年の子がいる場合は、ファミリーシップとして子の氏名も記載できる。多様な性のあり方、多様な家族の在り方を応援する	P.43	行政経営課		制度を継続	・令和7年度は23件のパートナーシップ宣誓があった。	適切に手続きを行った。	◎	制度を継続
43	パートナー講座等による、性に関する正しい理解の促進	パートナー講座により、思春期の子どもを持つ親に対して保健師が男女の性、自己肯定感について健康教育を行う	P.43	こども家庭センター母子保健担当室		3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示、参考図書の展示を継続する。性教育に関連した情報をまつどDE子育てLINEにおいても幼児を持つ保護者に向けて配信を継続する。家庭教育学級へのパートナー講座の周知及び公立保育所へパートナー講座の周知、啓発資料の配布を継続する。	・パートナー講座「親のための性教育」は12回開催、127人の参加であった。（うち男性参加者13名。個別相談は24件。）アンケートの結果、評価対象項目は、いずれも95%を上回った。 ・3歳児健康診査における啓発資料配布、掲示による周知、参考図書の設置。 ・ホームページにて情報提供を実施。 ・まつどDE子育てLINE等による情報提供を実施。	・実施回数、参加者が令和6年度よりも上回った ・3歳児健康診査で性教育に関する情報周知として、個別に「OCHINCHIN」のリーフレットを36名に配布。 ・パートナー講座の受講後アンケートでは、6名の無回答者を含め、全項目95%以上の参加者が肯定的に回答。目標を達成したと同時に適切な情報を提供できた	◎	・3歳児健康診査で配布している啓発資料を保育所や幼稚園へ配布する。 ・まつどDE子育てLINEにて性教育に関する情報を定期的に配信を行う。 ・市ホームページに有用性のある情報を適宜追加する。 ・プレコンセプションケアに関する取り組みの検討する。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

【生きる支援関連施策】

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
1	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う	P.44	広報広聴課 広聴担当室	各種相談業務を継続	市民相談の実施	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け、相談員による各種相談事業を実施した。 【一般民事相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）】	○	各種相談業務を継続
2	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う	P.44	広報広聴課	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく。	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく。	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。	◎	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく。
3	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する	P.44	広報広聴課	2～3年ごとの発行であるため、令和7年度は発行せず、2023年版の転入者への配布を行う。	転入者へ2023年版生活カタログの配布を行った。	生活カタログを配布することで、市民に必要な情報を届けることができた。	○	2～3年ごとの発行であるため、令和8年度は発行せず、2023年版の転入者への配布を行う。
4	多世代まるごと居場所づくり業務	市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する「まつどDEつながるステーション」を創出する	P.44	地域共生課	実施を継続。	13地区で定期開催が123回行われ、延べ7,943人の参加があった。	地区ごとの特色を生かしたステーションの開催、高校生ボランティアの参加の拡大等、つながりを増やすことができている。	◎	実施を継続。
5	まつど合同企業説明会	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する	P.44	商工振興課	引き続き、若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。	令和7年7月、令和8年1月に合同企業説明会を実施。計2回実施。	参加企業 75社、参加求職者 162名	◎	引き続き、若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。
6	ジョブトレーニング等業務	働くことに悩みを抱える若者から就職氷河期世代までの職業的自立に向けた就職支援を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する	P.44	商工振興課	引き続き、働くことに悩みを抱える幅広い世代に対して様々な就労支援の実施を継続	まつど地域若者サポートステーション・まつどキャリアサポートデスクで、ハローワーク等と連携しながら、働くことに悩みを抱える若者から就職氷河期世代までの職業的自立に向けた就職支援を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援した。	就職者数156名	◎	引き続き、働くことに悩みを抱える幅広い世代に対して様々な就労支援の実施を継続
7	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護受給者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する	P.44	健康推進課	継続して実施する	集団及び個別の健康診査、各種がん検診において、対象となる方の申し出により一部負担金を免除した	一部負担金の免除を必要とする方に、健康診査・各種がん検診を受診していただくことができた	◎	継続して実施する
8	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタル チェックシステム「こころの体温計」の運営を行う	P.44	健康推進課	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営及び周知を行う。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を実施。 こころの体温計年間アクセス数：52,042件	目標としていたアクセス数には及ばなかったが、チラシ等の啓発媒体を用いて継続した周知を行うことができた。	○	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営及び周知を行う。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】
9	生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務）	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う	P.44	健康推進課	引き続き、市民へ事業の周知を行い、健康教育を実施する。	健康教育 実施回数：204回 参加人数：5279人	健康教育について生活習慣病予防以外の講座依頼もあることから、今後も健康教育の需要が見込まれる。	◎	引き続き、市民へ事業の周知を行い、健康教育を実施する。
10	家庭訪問・健康相談	健康な生活の維持・増進のため、保健師・栄養士・歯科衛生士が必要な支援を行う	P.44	健康推進課	引き続き、本人や家族、他機関等からの情報に基づき、家庭訪問・電話・面接・メールによる健康相談・保健指導を実施する。	（家庭訪問）実16人 延50人 （面接）実74人 延79人 （電話・メール）実271人 延285人	家庭訪問においては複合的な課題を抱えるケースが増えていることから、他機関とも連携しながら支援を実施した。	◎	引き続き、本人や家族、他機関等からの情報に基づき、家庭訪問・電話・面接・メールによる健康相談・保健指導を実施する。
11	健康増進人材育成事業	市民を対象に健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する	P.44	健康推進課	健康推進員：取組みを継続するとともに、3月定例会ではゲートキーパー養成研修を実施する。 食生活改善サポーター：定例研修計画に沿って活動支援を行う	健康推進員：年間9回の定例会を実施し、健康に関する知識の学習及びそれを生かした地域の健康づくり活動の企画実施を行った。3月定例会ではゲートキーパー養成研修を実施した。 食生活改善サポーター：年間11回の定例研修会を実施し、地域の健康問題に気づき、望ましい食生活の普及浸透を図り、健康づくりを推進した。	健康推進員・食生活改善サポーター：育成計画に沿って実施することができた。	◎	健康推進員：育成計画に沿った取り組みを実施する。 食生活改善サポーター：定例研修計画に沿って活動支援を行う
12	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践 活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会 事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	民生委員活動として市民からの相談支援を行っている。 毎年民生委員全体で研修会を開催することや地区ごとに月一度の定例会や、適宜研修を行うなど識見の向上に努めている。	民生委員の相談・支援活動のうち、心身の健康に影響しやすいと分野と考えられる①健康・保険医療、②子育て・母子保健、③生活費、④仕事、⑤家族関係の件数を数値化した。令和7年度の相談支援件数（9,112件）のうち、①～⑤の合計件数は1,438件で約16％を占める。地域住民同士の関係の希薄化が進んでいる昨今の社会情勢において民生委員による地域住民への相談支援は重要性を増しており、細やかな対応が自殺対策にも寄与していると考えられることから、今後も引き続き連携を図りながら対応していきたい。	◎	実施を継続
13	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	松戸市社会福祉協議会に対して補助金を交付するとともに、松戸市公式ホームページにおいて社会福祉協議会の活動を周知するなどの支援を行った。	松戸市社会福祉協議会が地域福祉の推進役として大きな役割を担い、社会福祉事業を安定的に継続できるよう、引き続き支援・連携していきたい。	◎	実施を継続
14	保護司会支援業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	保護司は、犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を行っている。 また、「社会を明るくする運動」の一環として市内中学校生徒指導主任との懇談会や、中学生を対象とした作文コンテスト、また、7月の強調月間の「講演会とコンサート」を開催して、犯罪のない地域社会づくりに向けた啓発活動を展開した。	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を保護司に行っていた。また、社会の中で必要な支援が受けられず、再び犯罪や非行を重ねる人たちが一人でも少なくなるよう、地域社会が立ち直り支援に協力できるよう尽力いただいており、引続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	◎	実施を継続
15	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に援護を必要とする者に対し、援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	不測の事態により緊急に援護を必要とした世帯の自立更生を図るため法外援護金を交付した。	生活に困窮し、緊急に金銭援助を望む方々に対応できていると考える。	◎	実施を継続
16	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する（所得制限あり）	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	対象者に対して入院、外来及び薬剤費の一部を支給した。令和7年度は支給額3,088,870円、延人数453人であった。	費用の一部支給により対象者の健康保持と生活の安定を図ることができた。	◎	実施を継続
17	シニア交流センター管理運営事業	高齢者が生きがいを感じ、健やかな生活を営むことを支援するため、就労支援、学習の場等、高齢者の交流の推進を図る。	P.44	高齢者支援課	高齢者の交流サロンの開催や、子育て世代にも交流の機会を提供する。また、交流促進を図るため、効果的なイベント、情報発信等の方法を検討していく。	交流サロン利用者数716人、おやこDE広場利用者数3,515人、シニア交流センターまつり参加者約450人	交流サロンにて、多くの来館者に交流の場を提供できた。また、シニア交流センター祭りでは多くの来場者を集め、多世代を含めた交流の機会を図ることができた。	◎	高齢者の交流サロンの開催や、子育て世代にも交流の機会を提供する。また、交流促進を図るため、効果的なイベント、情報発信等の方法を検討していく。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
18	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会を提供し、高齢者の経験や活力を活かした社会づくりに寄与している民間の自主的な組織として、生きがいづくりの充実、社会参加の促進を図る役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	P.44	高齢者支援課	会員の確保・拡大と組織の充実に向けた支援を行う。	会員数2,003人（前年度+34人） 就業実人数1,662人（前年度+7人） 就業率83.0％（前年度比-1.0％） 受注件数7,532件（前年度-459件）	新規会員の獲得に向け積極的な入会説明会の開催等を行っており、会員数が増加した。引き続き、地域性に偏りがないような説明会の開催や、スマートフォン等を活用した情報発信等を実施し、入会の促進を図る。	◎	会員の確保・拡大と組織の充実に向けた支援を行う。
19	高齢者日常生活支援事業 （ながいき手帳作成・配布）	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る	P.44	高齢者支援課	令和6年度の内容に更新し、引き続き高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することに努める。	内容を令和7年度版に修正の上、年度当初の配架部数を拡大（令和6年度：4,500部→令和7年度：5,500部）して配布した。	高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することにより、高齢者の各種サービスの活用を図ることができた。	◎	令和8年度の内容に更新し、引き続き高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することに努める。
20	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開するシニアクラブ（老人クラブ）に対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る	P.44	高齢者支援課	令和6年度は支部の活動状況を把握したため、令和7年度は各単位クラブの活動内容と活動場所の詳細を把握する。その情報を基に、クラブ数・会員数を増やすためのイベント等の充実を図り、啓発活動を連合会とともに続けていく。	団体数163クラブ、会員数5,727人（年度途中追加を含む）。支部長会議の場で意見交換をしたり、単位シニアクラブ会員の年齢要件を緩和することで、活動運営の支援を行った。	支部長会議に参加することで、各支部の単位シニアクラブが置かれている状況を把握し、各支部のクラブ数、会員数減少についても成人会員の加入を促進するために会則を変更するなどの体制整備を行った。	◎	令和8年度は会員の年齢要件を緩和したため、その支援を進めるとともに、クラブ数・会員数を増やすためのイベント等の充実を図り、啓発活動を連合会とともに続けていく。
21	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する	P.44	高齢者支援課	認知症予防教室： セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開を継続する。また教室参加の効果を確認するため、参加者へモニタリングを継続する。 介護予防教室： より多くの市民が参加できるよう、地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、効果的な介護予防の取り組みを推進していく。	認知症予防教室：62回、1,179名参加。 医師や専門職などを講師に招いて専門的な知識を紹介することで、効果的に認知症予防に取り組めるよう市内各地域包括支援センターにて教室を実施した。また参加者へのモニタリングを行い、認知機能低下の程度によりその後の支援に繋げている。 介護予防教室：455回、12,411名参加。 各地域包括支援センターにて地域特性を踏まえた内容を工夫し、地域とのつながりを促す継続的な取り組みを推進した。また普及啓発用のパンフレットの配布を行い啓発に努めた。	教室の参加から顔の見える関係の構築や、参加後に当課で実施している「松戸市 脳活チャレンジ&ナビ」に繋ぐなど、参加者が認知症予防や介護予防につながるセルフケアを継続できるよう内容や開催方法を検討しながら実施することができた。	◎	認知症予防教室： セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開を継続する。また教室参加の効果を確認するため、参加者へモニタリングを継続する。 介護予防教室： より多くの市民が参加できるよう、地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、効果的な介護予防の取り組みを推進していく。
22	高齢者支援連絡会業務	地域包括支援センターに委託し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う	P.44	地域包括ケア推進課	専門機関のみならず、地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員地域住民が主体となる、地域ネットワークの強化、見守り活動等を継続していく。	地域包括支援センターを中心に、地域ケア個別ケア会議等の場で、民生委員や介護事業所等での地域でのネットワーク強化及び見守り活動を続けている。	各種会議であげられた課題等から、見守り活動のほか、居場所づくりや地域の助けあい活動への機運が高まっている。	◎	専門機関のみならず、地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員地域住民が主体となる、地域ネットワークの強化、見守り活動等を継続していく。
23	事業対象者の特定	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う	P.44	高齢者支援課	今後も実施を継続し、適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、総合事業に関する周知を行い、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。	令和7年度末での事業対象者数は401人。サービス利用に関しては、必要なサービスが提供されるようにチェックリストの他、松戸市版アセスメントシートを活用し、より詳細に心身の状態や環境、本人が目標としている生活を確認しながら、必要なサービス利用に繋げている。	介護予防および日常生活支援を目的として、本人に必要なサービス利用に繋げたことで、利用者の状態の維持・改善を行う事ができた。また、地域資源を積極的に活用し、高齢者の社会参加を推進することで、高齢者の介護予防に資することができた。	◎	今後も実施を継続し、適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、総合事業に関する周知を行い、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。
24	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、事業を委託する	P.44	地域包括ケア推進課	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みやそれぞれの専門職の強みを活かし、継続して総合的な相談を受けられる体制を整備していく。	市内の各日常生活圏域（15か所）に地域包括支援センター事業を社会福祉法人等へ委託し、設置をしている。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、多機能コーディネーター等がそれぞれの専門性を生かし、チームで協議しながら高齢者の支援を行っている。 包括的な相談支援体制の整備のため、研修会の開催や他分野含めた地域の支援者とのネットワークの強化を行った。	各地域包括支援センターにて、それぞれの強みを活かし、地域住民のみならず、福祉事業所、民間企業、公的機関等からの相談も寄せられる等、総合相談支援の体制が整備することができた。	◎	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みやそれぞれの専門職の強みを活かし、継続して総合的な相談を受けられる体制を整備していく。
25	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がない等の事情で必要と認めた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する	P.44	地域包括ケア推進課	必要な方が制度利用できるように、引き続き市長申立や助成制度を継続及び周知をしていく。	令和7年度は29件の市長申立を行った。また、本人・親族申立費用に対する助成は38件、報酬助成は197件行った。	松戸市においては、対象者や対象項目を広く設定しており、手厚く支援することができた。	◎	必要な方が制度利用できるように、引き続き市長申立や助成制度を継続及び周知をしていく。
26	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取組んでいくよう支援する	P.45	地域包括ケア推進課	ケアマネジメントの実施について、地域包括支援センターを中心に要支援者及び事業対象者に対し、適切な支援ができるよう、連携していく。	令和6年度の介護報酬改定に伴い、介護予防・日常生活総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアルの変更を行った。また、近隣の他市町村と情報共有や連携にに取り組んだ。	他市からのケアマネジメントの質問に対し、松戸市での現状を説明するなど、他市との連携ができた。	◎	ケアマネジメントの実施について、引き続き地域包括支援センターを中心に要支援者及び事業対象者に対し、適切な支援ができるよう、連携していく。
27	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う	P.45	生活支援課	実施を継続。	支援給付を毎月1日に行っている。 通訳派遣や日常生活の相談を週2回行っている。	対象者に対して適切な支援給付をすることができた。	◎	実施を継続。
28	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	松戸市障害者計画推進協議会 開催	2回開催	○	継続実施
29	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する	P.45	障害福祉課	継続実施	松戸市地域自立支援協議会 開催	2回開催	○	継続実施
30	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	身体障害者相談員、知的障害者相談員で各障害者の更生援護の相談及び指導を実施	身体障害者相談員8人、知的障害者相談員4人で各障害者の更生援護の相談及び指導を実施	○	継続実施
31	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 ・難病者援護金 入院 延311人 通院 延21,591人 ・特別障害者手当等 延8,742人 ・ねたきり身体障害者福祉手当 延48人 ・心身障害児福祉手当 延7,017人 ・特別児童扶養手当 実施 ・心身障害者扶養年金 2人（新規受給者）	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
32	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補足給付により負担軽減を図る	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 ・利用計画作成件数（児・者）3,781件 ・高額障害福祉サービス給付費 延 95人 ・高額障害児通所給付費 延 113人	計画相談員によるプラン作成件数については、年々増加している。	○	継続実施

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
33	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしやく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 自立支援医療 ・精神通院医療 9,493人 ・更生医療 459人 ・育成医療 30人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
34	重層的支援体制整備事業における相談支援事業	相談支援事業を実施し障害者の自立支援を促進する。障害者等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービスの利用支援等必要な支援を行う。障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	・松戸市障害者虐待防止ネットワーク 1回開催 ・松戸市地域自立支援協議会 2回開催	定期的にネットワークを開催することで、取り組みの共有、進捗管理について見直しも含めながら、話し合えている。	◎	実施を継続
35	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 手帳所持者数 ・身体障害者手帳 12,147人 ・療育手帳 3,831人 ・精神保健福祉手帳 6,591人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
36	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介する福祉のしおり等を作成・配布する	P.45	障害福祉課	継続実施	窓口で障害者手帳を交付する際、障害福祉のしおり等を用いて案内を実施。また、郵送による交付の場合、障害福祉のしおり等も併せて送付。	障害福祉のサービス・制度について説明する際に活用し、市民のかたへ適切にご案内を行った。	○	継続実施
37	障害児支援関係事業	支援が必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるようにすること及び医療的ケア児等が在宅で安心して生活できるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議の開催 ・こども部会で、ライフサポートファイルの周知方法・活用方法の検討を行う。	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を2回開催し、医療的ケア児の支援の取り組みを共有し、課題について話し合った。 ・ライフサポートファイルは、支援に携わる関係機関への周知も行った。	○	継続実施
38	地域子育て支援拠点業務「おやこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	事業を継続	気軽に集い交流を図る場や、育児相談を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図ることができた。	◎	事業を継続
39	一時預かり業務「ほっとる一む」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	事業を継続	乳幼児を一時的に預かる事業を実施し、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減することができた。	◎	事業を継続
40	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	事業を継続	子育てコーディネーターを認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消することができた。	◎	事業を継続
41	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	利用件数：5,270件	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことができた。	◎	事業を継続
42	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	5名支給	ひとり親家庭の親に、就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	◎	実施を継続
43	ひとり親家庭高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	8名支給	前年度に引き続き、支給該当者に対し給付金の支給を行った。	◎	実施を継続
44	ひとり親家庭学習支援業務	ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	市内6か所会場開設	前年度に引き続き、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
45	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	相談件数 9,403件	ひとり親家庭の家庭に必要な情報提供・相談指導等の適切な支援を行うことができた。	◎	実施を継続
46	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	1世帯5名入所（R8年3月31日時点）	ひとり親家庭それぞれの事情を鑑み、母子支援施設入所及び自立支援のための支援を行った。	◎	実施を継続
47	高等学校入学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る	P.45	子ども未来応援課	実施を継続。	貸付件数 11件	前年度に引き続き、対象家庭への貸付を行った。	◎	実施を継続。
48	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	実施を継続	年3回支給（4月・8月・12月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
49	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	実施を継続	年6回支給（1月・3月・5月・7月・9月・11月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
50	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	実施を継続	助成対象者に医療受給券を発行し、保険診療分の自己負担医療費について助成。 なお、一部負担額については、以下のとおり 通院」回・入院1日あたり300円（対象児童は200円）調剤は無料（市民税所得割非課税世帯は全て無料）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
51	「GET YOUR DREAM」事業	市内中学校にて、地域の様々な職業や大人の価値観に触れる「GET YOUR DREAM事業」を実施する	P.45	子ども居場所課	実施校に偏りが出ないよう希望校の調査及び選定を行う	市内6校の中学校にて実施	実施校の増加はなかったが、希望校の調査を行い、地域に偏りが出ないよう実施校の選定を行った	△	業務見直しに伴い休止
52	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を施設へ委託する	P.45	こども家庭センター	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施	様々な理由により面倒を見ることができない子どもを預かり、親の養育を支援することができた。	◎	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
53	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる	P.45	こども家庭センター	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する。	令和7年度末時点での申請件数：19件	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、助産を受けさせることができた。	◎	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する。
54	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている	P.45	こども家庭センター 母子保健担当室	令和6年度と同様、実施	平日（日中）9か所で実施（例年同様） 届け出関係8,358件，母子の相談3,930件，成人の相談6,133件	身近な健康相談の場として様々な相談を受け、必要時は関係機関につなぐことができた。	◎	令和7年度と同様、実施
55	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	引き続き必要な人に対して妊娠期からの支援を継続する。	3保健福祉センターで保健師・助産師が妊婦訪問を実施。 妊婦訪問実数：197人	妊婦訪問数が前年度289人から減少している。妊婦訪問数に産後ケアの調査訪問も含んでおり、妊娠中の産後ケア調査が、訪問から面接で実施する件数が増えたことも、訪問数減少の一因と考えられる。しかし、必要な妊婦へは昨年度より引き続き訪問を実施することができた。	◎	令和7年度と同様、実施
56	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	令和6年度と同様、実施	平日（日中）9か所で実施（例年同様） 妊娠届出数：3,388件（妊娠届出数は、妊娠届受理数のため母子健康手帳発行数とは一致しない）	母子健康手帳交付時には、必要に応じて相談を受けた。妊婦においては、個別支援基準に該当した者（おにも精神疾患既往等）に対し、今後の育児上の支援課題等を把握し、継続支援につなぐことができた。	◎	令和7年度と同様、実施
57	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおやこDE広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	R6年度と同様の実施に加え、父親の産後うつ対策に関してもテキストに追加し重点を置く。また育児の孤立化防止の1つとして3日目の参加が地域資源利用のきっかけに繋がるよう検討していく。	1日目2日目は3保健福祉センターにて計89回実施。妊婦参加者734名、参加率は43.6％で昨年度より減少した。3日目はおやこDE広場や子育て支援センター計38回実施。122名（7.2％）と前年度より増加している。交流はおおむね3組のグループワーク形式で15分程度実施している。おやこDE広場等運営スタッフ、子ども未来応援課職員と担当者会議を実施し情報共有や今後の課題を検討した。	1日目2日目の受講者数減少は感染症が落ち着き在宅勤務減少等の要因により、以前の参加状況に戻ったものと考える。3日目の参加者同士の交流は時間、内容とも適切であるとの意見が聞かれている。担当者会議の結果、おやこDE広場等職員が1日目に来所しアピールしたことや各広場での工夫も参加者の増加に繋がったと評価した。特に父親支援として父親のみの交流スペースを設け実施する工夫は好評であった。	◎	R7年度と同様の実施に加え、父親の産後うつ対策に関してもテキストに追加し重点を置く。また育児の孤立化防止の1つとして3日目の参加が地域資源利用のきっかけに繋がるよう検討していく。
58	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	産後ケアを必要とする方に利用いただけるよう、令和7年度より対象者要件を緩和し周知を行うこととした。また、より利用しやすい産後ケア事業を目指し利用料の減額を行った。さらに利用人数増加に対応すべく、宿泊型新規委託事業者を2か所、日帰り型新規委託事業者を4か所増やし対応していく。 今後も、産後ケア事業において有効なケアが提供されるよう、市民のニーズや国の動向も注視するとともに、委託先事業所とも連携を図っていく。	【利用者数】 宿泊型：286名 日帰り型：20名 訪問型：15名 利用後アンケート結果より目的達成率：96％ 産後ケア利用目的である休息の確保や身体・心理状況の改善が高率で達成。	対象要件を緩和したことで利用者数が昨年の約2倍に増加した。日帰り型は委託事業者が増加したことで利用実績が大幅に増加している。アンケート結果も好評であり、産後ケアを必要とする方が広く利用でき、利用者の幅広いニーズに対応できる体制の構築を進めることができたと評価できる。	◎	R7年度に引き続き、契約事業者との連携、事務手続きの迅速化、利用者増、多様化するニーズへの対応を進める。
59	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	個別医療機関にて実施を継続	委託医療機関で実施（例年同様） 受診率：3～4か月児健康診査 95.7％ 6～7か月児健康診査 93.0％ 9～10か月児健康診査 90.8％	医師に診てもらうことで、健康状態や養育状況の確認ができ、育児不安の軽減や、養育状況の問題を把握し、改善する場になった。	◎	個別医療機関にて実施を継続
60	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により健康診査を実施し、育児や健康に関する相談を受け付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	集団健診実施回数：68回 1歳6か月児健康診査受診率97％を目標とする。	集団健診実施回数：68回 受診率：96.9％	受診率は目標の数値には届かなかったが、達成に近い数値であった。健診では、児の発育発達、養育状況や主な養育者の体調や育児負担等について確認し、継続的な支援を行う児を把握および支援につなげることができた。	◎	集団健診実施回数：66回 1歳6か月児健康診査受診率97％を目標とする。
61	3歳児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	集団健診実施回数：60回 3歳児健康診査受診率97％を目標とする。	集団健診実施回数：60回 受診率：96.5％	受診率は目標の数値には届かなかったが、達成に近い数値であった。健診では、児の発育発達、養育状況や主な養育者の体調や育児負担等について確認し、継続的な支援を行う児を把握および支援につなげることができた。	◎	集団健診実施回数：60回 3歳児健康診査受診率96.5％を目標とする。
62	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	従来の発達相談に加え、幼児健診当日の発達相談（心理相談）を行うことで、保護者がよりタイムリーに相談できる機会を確保する。 心理相談実施回数：128回 発達相談実施率：80％以上	発達相談：3保健福祉センターにて毎月4～10回、計181回実施（実施率：87.9％） 心理相談：3保健福祉センターにて1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査時に実施。計261回（幼児健康診査1回あたり、心理相談を約2回実施）	発達が気になる子や、その対応に苦慮する保護者へ助言・情報提供を行い、必要時療育機関等につなぐことができた。また、心理相談ではよりタイムリーに相談機会を設けることで、保護者の不安軽減の一助となり、必要な支援につなげることができた。	◎	発達相談実施率：80％以上 心理相談実施回数：252回以上（幼児健康診査1回あたり、心理相談を約2回実施）
63	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、おやこDE広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	各会場定員8～15組程度、19会場で計46回実施	19会場で計47回実施、386人の保護者が参加。	参加者に対しては乳児期に必要な子育てや健康に関する情報を提供し、希望者へ個別相談を実施することができた。	◎	育児相談については、より月齢に合わせた相談機会が得られるよう、R8年度の実施形態を見直し、「赤ちゃん教室」から保健師実施の「保健師の出張育児相談」と栄養士・歯科衛生士実施の「もぐもぐベビー教室」に変更。「保健師の出張育児相談」：各会場定員8～15組程度、17会場で計25回実施。 「もぐもぐベビー教室」：各会場定員20組程度、3会場で計12回実施。
64	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはブラッシング指導、日常生活についての個別相談、フッ化物塗布、歯科健診等を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	3保健福祉センターで計158回実施。	3保健福祉センターで計158回実施。 計2,544人が参加した。	仕上げみがきの負担軽減になるなど子育て支援につながった。	◎	3保健福祉センターで計158回実施。
65	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	令和6年度と同様に実施。	月に1回定例会議を実施（全12回） 支援が必要な家庭への支援を委託で実施（25世帯・延べ523回）	支援が必要な養育困難な家庭に対し、関係機関と連携しながら、支援を実施できた。養育者の育児状況の改善や育児不安の軽減等に繋がった。	◎	令和7年度と同様に実施。
66	健康増進啓発事業（歯科予防業務）	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	67施設でのフッ化物洗口実施を目指す。	62施設の4～5歳児2,893人がフッ化物洗口を実施。	施設の閉園と対象園児不在により2施設が減少したが、新たに1施設がフッ化物洗口を開始した。全ての実施施設へ支援を行い継続することができた。	◎	64施設でのフッ化物洗口実施を目指す。
67	人権リーフレットを作成	市内全小学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する	P.46	学習指導課	人権意識を高めるため、リーフレットを年1回、5年生に配付予定。	人権リーフレットを年1回配付。学年や学級でいじめ問題等を含む話し合い活動等で、有効に活用するよう周知を図った。	各学校において、道徳科や特別活動と関連付けながら活用することで、人権意識の向上に役立っている。	◎	人権意識を高めるため、例年通り、リーフレットを年1回、5年生に配付予定。
68	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にする	P.46	学習指導課	進路指導・キャリア教育の充実のため、市内全ての中学校で年度内に1回実施予定。	年に1回、進路・職業に対する生徒の興味や適性を調査する検査を実施した。	市内全ての中学校で実施し、進路指導やキャリア教育の充実に役立っている。	◎	進路指導・キャリア教育の充実のため、市内全ての中学校で年度内に1回実施予定。
69	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する	P.46	児童生徒課	年5回実施	年5回実施	学校の生徒指導体制の再確認、問題行動生徒の状況などを十分に把握できた。	○	年5回実施

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和7年度 実施計画	令和7年度 実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和8年度 実施計画
70	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する	P.46	児童生徒課	年3回実施	年3回実施	各学校区における問題を共有し、課題解決に向けて話し合うことができた。	○	年3回実施
71	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する	P.46	児童生徒課	学校の要請に応じて参加。学校や保護者からの要請に応じて、いじめ事案支援チームを派遣。	学校の要請に応じて参加	各学校における個別の事案についての協議に参加し、情報共有や助言等を行うことができた。	○	学校の要請に応じて参加。学校や保護者からの要請に応じて、いじめ事案支援チームを派遣。
72	校長会・教頭会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する	P.46	児童生徒課	生徒指導主任研修会にて年1回実施	生徒指導主任研修会にて年1回実施。校長会、教頭会、教務主任研で、「いじめの初期対応」について指導した。	いじめ事案が発生した際の学校の対応、学校いじめ防止基本方針についての内容を確認することができた。生徒指導主任研修会では、自殺対策の研修をおこなった。	○	生徒指導主任研修会にて年1回実施
73	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～	いじめ根絶のために、「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する	P.46	児童生徒課	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	標語作成を通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識の高揚が図れた。	○	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用
74	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q－U）調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している	P.46	児童生徒課	年 2 回実施	年 2 回実施	松戸市立小中学校がWEBQU調査結果を基に、友人関係や学校生活に悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に繋がった。	○	年 2 回実施
75	不登校支援研修会・教育相談研修会	効果的な不登校支援、教育相談について研修し、教員の実践力を養う	P.46	児童生徒課	不登校支援研修会を年3回実施。	年3回実施	5月是不登校担当者を対象とした研修及び月例報告の事務的手続きについて研修を行い、夏季休業中は不登校及び教育相談に関する心理相談に関する研修。3学期は、中学校区をごとに、松戸市の長欠児童生徒（不登校も含む）の状況や未然防止の観点から、小学6年生の不登校児童に対しての引継をSCを交えて行った。	○	不登校支援研修会を年3回実施。
76	教育相談・心理相談	松戸市在住の小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する	P.46	児童生徒課	本庁・古ヶ崎分室・常盤平分室にて年間を通して実施。	相談業務を実施した。	小中学校の児童生徒・保護者を対象に教育相談（不登校相談）を実施することができた。	○	本庁・古ヶ崎分室・常盤平分室にて年間を通して実施。
77	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」運営	松戸市在住の小4～6年生、中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う	P.46	児童生徒課	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。	適切に1年間運営した。	小学4年生～中学3年生を対象に社会的自立を目指すための相談や学習支援、行事、進路相談、教育支援等を行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。
78	松戸市教育支援センター「ほっとステーション」運営	松戸市在住の小中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う。家から出れない児童生徒に対し訪問相談を実施している	P.46	児童生徒課	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。アウトリーチ型の訪問相談も実施。	適切に1年間運営した。	小学1年生～中学3年生を対象に不登校児童生徒の居場所とした活動を中心に運営することができた。また、アウトリーチ型の支援、訪問相談も行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。アウトリーチ型の訪問相談も実施。
79	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上) の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる	P.46	児童生徒課	各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止及びいすれにもつながりのない児童生徒について不登校支援への周知に努め、対応にあたる。	月例報告の入力シートを全面的に変更した。入力方法の徹底には至らなかったが、より機能的な分析が可能となった。毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、学校や関係部署との連携を強化した。	毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、分析を行った。状況を把握することで、不登校支援の周知の大切さや不登校の未然防止・早期発見・早期対応について対策ができた。	○	各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止及びいすれにもつながりのない児童生徒について不登校支援への周知に努め、対応にあたる。
80	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る	P.46	救急課	実施を継続	・各種研修会 5回実施（4月、5月、8月、10月、2月） ・事後検証 3回実施（6月、12月、3月）	各種の研修会や事後検証会等を通じて、自殺に関連する情報共有を図ることができた。	○	実施を継続
81	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ的確な救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る	P.46	救急課	実施を継続	・松戸市病院長連絡協議会 4回実施（6月、8月、11月、2月）	救急関係機関との連携調整に係る会議に参加し、連携の強化と円滑な業務の遂行を図ることができた。	○	実施を継続

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7年度実績

評価項目一覧(計画書47～48ページ)

通番	施策	評価指標	担当課	目標(令和10年度)	策定時(令和4年度)	令和7年度
1	基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化	松戸市自殺対策推進会議に参加する関係機関・団体数	健康推進課	10	8	13
2		「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の配付数	健康推進課	5,000	2,685	5,469
3	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修等受講者数累計	健康推進課	4,200	3,148	4,633
4		ゲートキーパー養成研修受講後アンケートで、「悩みを抱えている人に声をかけることができると思う」と回答した人の割合	健康推進課	90%以上	90.9%	83.0%
5	基本施策3 市民への啓発と周知	メンタルチェックシステム「こころの体温計」年間アクセス数	健康推進課	60,000以上	65,442	52,042
6		「生きる支援相談窓口」の相談件数	健康推進課	1,200	543	1,506
7	基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実	自殺未遂者等対応のための研修の実施	健康推進課	実施	未実施	未実施
8	基本施策5 自死遺族等への支援の充実	自死遺族支援を行う関係機関・関係団体と連携した取組	健康推進課	実施	未実施	実施
9	基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	小中学生へのSOSの出し方に関する教育の実施	児童生徒課	継続実施	実施	実施
10		小中高生へのこころの健康に関する啓発物の配布先	健康推進課	79校 (市内小中高校)	10校 (市内私立・公立高校)	78校
11	重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進	松戸市自立相談支援センターにおける新規相談受付件数	福祉政策課 地域福祉担当室	929	659	831
12	重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	福祉まると相談窓口における相談件数	地域包括ケア推進課	4,000	3,376	1,533
13		収入のある仕事に就いている高齢者の割合(一般高齢者) ※1	高齢者支援課	27.1%	22.5%	32.3%
14	重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	市内の企業経営者、労働者および勤務・経営問題の関係機関への周知啓発回数	健康推進課	8回以上	8回	6回
15	重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進	市内小中学校の児童生徒へのいじめ相談カードの配付	児童生徒課	継続実施	実施	実施
16		中高生の居場所の整備	子ども居場所課	7施設	5施設	5施設
17	重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進	乳児家庭全戸訪問事業による状況把握率	こども家庭センター 母子保健担当室	100%	100%	100%
18		ゆうまつどこころの相談における相談支援	男女共同参画課	継続実施	実施	実施

※1:いきいき安心プランに係る市民アンケート調査結果による評価(3年に1回実施)

第2期松戸市自殺対策計画進捗状況報告

資料 4

評価指標	担当課	取組状況
基本施策 2. 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成研修受講後アンケートで、「悩みを抱えている人に声をかけることができると思う」と回答した人の割合	健康推進課	ゲートキーパー養成研修は庁内職員や民生委員児童委員、教職員等を対象に実施。民生委員児童委員のアンケートには、「声をかけることが不安」という記載もあり、民生委員児童委員については研修内容の見直し等が必要。
基本施策 3. 市民への啓発と周知		
メンタルチェックシステム「こころの体温計」年間アクセス数	健康推進課	継続的に周知しているが、アクセス数は令和2年をピークに年々減少。背景に職場でのストレスチェックや厚生労働省の「こころの耳」、医療機関のHPなど、「こころの体温計」以外でもこころの健康状態をチェックできる機会の増加があると考えている。引き続き周知を行いつつ、利用ニーズやアクセス状況を踏まえて見直しを検討していく。
基本施策 4. 自殺未遂者等への支援の充実		
自殺未遂者等対応のための研修の実施	健康推進課	未実施であるが、今後取り組みを推進していかなければならない。
基本施策 6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
小中高生へのこころの健康に関する啓発物の配布先	健康推進課	市内の高校1年生へ「こころの健康や相談先に関するクリアファイル」を配付。また、公立小・中学校および、希望のあった市内の高等学校と私立小・中学校へ「こころの健康に関する健康情報記事のデータを提供。今後も学校保健分野と連携し、啓発を進めていく。

評価指標	担当課	取組状況
重点施策１．生活困窮者の自殺対策の推進		
松戸市自立相談支援センターにおける新規相談受付件数	福祉政策課 地域福祉担当室	目標値は、国の通知に基づいて算出しているため、実情との誤差は生じる。実数を経年で見ると、令和4年度が659件で少し少なかったが、それ以外の年度は大体800件前後で横ばい。早期に相談につながるよう、引き続き、広報活動や関係機関との連携に努めていく。
重点施策２．高齢者の自殺対策の推進		
福祉まるごと相談窓口における相談件数	地域包括ケア推進課	本人または親族からの相談件数を記載。近年は、地域住民や地域包括支援センターなど関係機関からの相談が増加。(合計:3906件) 減少した要因は、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、児童、障害、高齢、生活困窮の各相談窓口が担当外の相談でも対応するようになったこと、基幹相談センターが3ヶ所に増設され相談先が増えたことが考えられる。
重点施策３．勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進		
市内の企業経営者、労働者および勤務・経営問題の関係機関への周知啓発回数	健康推進課	松戸商工会議所の会報誌「ブリッジ」に心の健康に関する記事を掲載。ハローワークでは啓発グッズを配布。 対象への働きかけ方に広がりがなく、企業経営者や労働者および勤務・経営問題の関係機関との連携の難しさを感じる。
重点施策４．子ども・若者の自殺対策の推進		
中高生の居場所の整備	子ども居場所課	中高生の居場所は、松戸市青少年プラザの他、松戸地区、新松戸地区、五香六実地区、八柱地区に設置し、開設日の拡充など居場所づくりを推進。今後は、第3期松戸市子ども総合計画に基づき令和11年度までに市内に7カ所設置できるように準備中。